

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(授業料、入学料及び検定料の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 学則第40条第5号に規定する学部生(3年次編入生を除く。)の第2段階目の選抜に係る検定料の返還額及び同規則第40条第6号に規定する本学が指定した <u>大学入試センター試験</u> 受験科目の不足等による出願無資格者のその後の選抜に係る検定料の返還額は、13,000円とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(授業料、入学料及び検定料の額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 学則第40条第5号に規定する学部生(3年次編入生を除く。)の第2段階目の選抜に係る検定料の返還額及び同規則第40条第6号に規定する本学が指定した <u>大学入学共通テスト</u> 受験科目の不足等による出願無資格者のその後の選抜に係る検定料の返還額は、13,000円とする。</p> <p>3 (略)</p>	

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。